

宅地建物取引士証への切替交付について（再交付申請）

「宅地建物取引業法」の一部改正により、平成27年4月1日から「宅地建物取引主任者」の名称が「宅地建物取引士」に改められることになりました。

平成27年4月1日以降も、現在お持ちの「宅地建物取引主任者証」は、「宅地建物取引士証」とみなされ有効であり、次の更新時まで切り替える必要はありません。

なお、主任者証の更新時より前に切り替えを希望する場合は、下記の点についてご理解の上、再交付申請をしていただきますようお願いいたします。

1. 「宅地建物取引士証」に切り替えるためには、再交付申請が必要です。

2. 切替交付には、4,500円の申請手数料が必要です。

手数料は、福井県収入証紙で納付してください。

3. 「宅地建物取引士証」の有効期限は、元の「主任者証」と同じです。

有効期限は延長されません。有効期限が切れる際には、法定講習を受けて、再度「取引士証」の交付申請をしていただく必要があります。

4. 切替交付には申請期間があります。

一度に申請が集中することを避けるため、受付期間を定めています。お持ちの「主任者証」の有効期限が属する月によって申請期間が異なりますので、下記の表でご確認ください。

なお、平成27年に行われる法定講習の対象となる方（平成28年5月18日以前に有効期限が切れる方）は法定講習時に交付を受けてください。

期間	お持ちの「主任者証」の有効期限が属する月	切替交付の申請期間
①	4月、5月、6月	平成27年 4月 1日から 平成27年 6月30日まで
②	7月、8月、9月	平成27年 7月 1日から 平成27年 9月30日まで
③	10月、11月、12月	平成27年10月 1日から 平成27年12月28日まで
④	1月、2月、3月	平成28年 1月 4日から 平成28年 3月31日まで

（例）有効期限が「平成28年 8月24日」の方は②

「平成30年12月 1日」の方は③の期間に申請できます。

5. 申請が集中した場合には、切替交付に時間がかかる場合があります。

- 申請先 （公社）福井県宅地建物取引業協会
福井県福井市宝永4丁目4番3号
TEL：0776-24-0680
受付時間：午前9時半から午後4時半（土日祝日を除く）